



# 暮らしのガイド 保存版

2019年4月

しいの木台ハイツ自治会

# はじめに

しいの木台ハイツの生活環境をいつまでも快適に維持するためには、住民のみなさんのご理解とご協力が必要です。1983年の入居開始以来、35年間にこれまで1993年・2002年・2006年・2012年と4回にわたって、生活するためのルールとマナー集を発行・配布してきました。

しかし、その内容が現状と合わない部分も出てきています。そこでこの度、前2012年版を見直し、「暮らしのガイド」(保存版)改訂第2版として発行することにいたしました。この小冊子が、住民のみなさんの“相互配慮と相互理解”により、しいの木台ハイツの明るく美しい環境を維持するための一助となれば幸いです。



## 新しく入居される方へ

しいの木台ハイツへのご入居を歓迎いたします。当ハイツは居住するみなさんの相互理解と協力で素晴らしい生活環境を築き、維持してまいりました。是非理解され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 自治会の概要

311世帯が生活する“しいの木台ハイツ”には自治会があります。ここに暮らす住民は“しいの木台ハイツ管理組合”の組合員(但し、借家入居される方は、団地建物所有者でないため組合員の資格はありません)であると同時に同自治会員になります。入居の棟の同じ階段ブロックには、その年の自治委員(任期1年)がいます。

自治会費は1ヶ月250円です。自治委員が年3回、4ヶ月分(1000円)をまとめて集金します。

自治会活動は、年度始めの4月の定例総会において新年度の役員と活動方針が承認され、この役員を中心に自治委員の合計33名が協力して推進していきます。具体的な活動については、回覧や掲示でお知らせします。

また、管理組合についての詳しい情報は管理事務所へお問い合わせください。

# 目次

はじめに……………2

新しく入居される方へ……………2

自治会の概要……………2



**I**  
ゴミの処理について——4



**II**  
しいの木台ハイツの環境保全について——10



**III**  
集会所の利用 | リフォーム | その他——14



**IV**  
防災・防犯について——16



**V**  
各種委嘱委員・サークルの活動など——18

## 附

公共機関・救急医療機関等連絡先……………22

しいの木台ハイツ配置図……………23

港北ニュータウンの「しいの木台ハイツ」周辺は、古き縄文時代からの歴史を持っており、周辺から貝塚や住居跡が発掘されています。本冊子のカットとして点在する不思議な5種の文様は、縄文時代中期頃の勝坂(かつさか)式と加曽利(かそり)式土器の文様や後の古墳時代の勾玉(まがたま)からデザインされたものです。各棟エントランス付近に置かれた石に、この文様がシンボライズされています。上から「人」「芽・双葉」「うす」「うすまき」「うすの変形」。

# I ゴみの処理について



しいの木台ハイツでは、ご家庭から出されるゴミについて、以下のページの通り分類して収集しています。正しい分別方法と収集日時、収集場所をよくご理解いただき、円滑なゴミ処理へのご協力をお願いいたします。

当ハイツでは、燃やすゴミの収集にゴミコンテナを使用しています。随時生ゴミ等を捨てることのできる便利さがある反面、蓋(ふた)をしてしまえば何を入れたかが分かりにくく、正しい分別の妨げになっている面もあります。

この点は度々資源循環局からも指摘を受けており、違反が余りにひどくなれば、すでに廃止されている近隣自治会同様、コンテナの使用を再考せざるを得ません。コンテナの利便性を守るためにも、いま一度正しいゴミ処理のルールを各ご家庭でご確認ください。

また、時折、外部から当ハイツへゴミを捨てに来る方がいます。もし見かけた場合は、その場での注意を心がけ、最寄りの自治委員にもご一報ください。

## コンテナは燃やすゴミのみに使用

### [利用上の注意]

- ① 生ゴミはよく水を切り、半透明のビニール袋に入れて捨ててください。
- ② コンテナは空いている奥のコンテナから順次入れ、必ず蓋を閉めてください。  
近隣の騒音になりますので、蓋を閉める時には静かに。
- ③ コンテナの蓋が完全に閉まっていないと、カラスなどが餌をあさり、ゴミを撒き散らし悪臭やハエの発生の原因にもなるので、気づいた時は蓋を閉めましょう。
- ④ ゴミの出し方については、お子様にもよく教え徹底させてください。

### [収集場所] (添付地図P.23参照)

1～4号棟は、4号棟北側(荏田南小学校側)の20コンテナ

5～8号棟は、5号棟北側(プレイロット横)の12コンテナ

をご利用ください。

しいの木台ハイツゴミ収集日予定表 [2019年4月現在]

収集日	ゴミコンテナ	専用かご	階段下※	
月	 <p>燃やすゴミ</p>	 <p>燃えないゴミ</p>	 <p>スプレー缶</p>  <p>乾電池</p>	
火		 <p>缶・ビン・ ペットボトル</p>  <p>小さな金属類 [30cm未満]</p>		
水				
木				
金	 <p>燃やすゴミ</p>	 <p>燃えないゴミ</p>	 <p>スプレー缶</p>  <p>乾電池</p>	
土		 <p>プラマークのある 容器・包装</p>		 <p>古紙   古布 アルミ缶</p>

※4号棟はエントランス前

## 1. しいの木台ハイツ内で収集するもの [2019年4月現在]

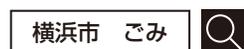
収集場所はP.23の地図を参照

回収する品目詳細です。収集日に注意して、分別にご協力お願いいたします。

<b>燃やすゴミ</b>	収集日：月・金曜日   週2回
主な対象物	◎台所のゴミ ◎おもちゃ、ビデオテープなどのプラスチック商品、50cm未満の小型家電製品など ◎少量の木の枝、板などは50cm未満にして紐で束ねる ◎てんぷら油などは紙や布に染みこませるか固める ◎紙おむつ ◎汚れた紙・汚れた布 ◎注射針は透明な固い容器に入れる
出し方	半透明の袋に入れて、コンテナの中へ
出し方のポイント	袋が破れていないこと。袋の口はきつく縛ること ※ごみの収集日前夜など、コンテナの蓋が閉まらない場合は、一旦持ち帰り、収集日に出してください
<b>燃えないゴミ</b>	収集日：月・金曜日   週2回
主な対象物	◎ガラス類 ◎陶器類 ◎蛍光灯、電球
出し方	箱や新聞紙などに包んで「ガラス」、「蛍光灯」など品名を表示し、「専用かご」へ
<b>プラスチック製容器包装</b>	収集日：土曜日 前日夕方5時から当日朝8時まで   週1回
主な対象物	●プラマークがついているもの ●プラマークがついていなくても商品を包装しているプラスチック製のもの ◎ボトル類 ◎野菜や果物が入っていたネット類 ◎カップ・パック類 ◎ポリ製ラップ類 ◎チューブ類 ◎トレイ類 ◎キャップ類 ◎緩衝材料
	
出し方	半透明の袋に入れる
出し方のポイント	重ねたり、切ったり、潰したりして容積を小さくする
<b>スプレー缶</b>	収集日：月・金曜日   週2回
主な対象物	◎ヘアスプレー ◎殺虫剤 ◎カートリッジ式ガスボンベなど
出し方	半透明の袋に入れて「スプレー缶専用かご」へ
出し方のポイント	中身を必ず出し切る。穴あけは不要

<b>乾電池</b>	収集日：月・金曜日   週2回
主な対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎マンガン乾電池</li> <li>◎アルカリ乾電池</li> <li>◎リチウム1次電池など</li> <li>◎コイン電池 [形式記号CRまたはBR]</li> </ul> ※充電式電池、ボタン電池は対象外
出し方	半透明の袋に入れて「乾電池専用ボックス」へ
<b>缶、びん、ペットボトル</b>	収集日：火曜日 前日夕方5時から当日朝8時まで   週1回
主な対象物 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎食べ物・飲み物(飲み薬を含む)が入っていた缶とガラスびん</li> <li>◎飲み物(清涼飲料水、ジュース、ミネラルウォーターなど)、しょうゆ、酒、みりん等が入っていたPETマークのあるペットボトル</li> </ul>
出し方	半透明の袋に入れる
出し方のポイント	缶、びん、ペットボトルは一緒の袋に入れる ①ペットボトルのキャップとラベルは取って、プラスチック製容器包装へ ②中をすすいで ③缶は潰さず ④ペットボトルは潰して
<b>小さな金属類</b>	収集日：火曜日 前日夕方5時から当日朝8時まで   週1回
主な対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主に金属でできているもので、一番長い辺が30cm未満のもの</li> <li>◎なべ</li> <li>◎フライパンなど</li> <li>●金属製の傘の骨は30cm以上でもよい。布、ビニール部分ははずして燃やすゴミへ</li> <li>●刃物は、取っ手を含めず30cm未満。厚紙に包み、品名表示</li> </ul>
出し方	袋に入れずに「小さな金属類専用かご」へ
出し方のポイント	細かなものは半透明の袋に入れる
<b>古紙</b>	収集日：土曜日 朝8時まで   週1回
主な対象物	◎段ボール ◎新聞 ◎雑誌 ◎その他の紙 ◎紙パック
出し方	それぞれまとめて、紐でしばる
出し方のポイント	各棟の階段下へ、4号棟はエントランス前へ。必ず当日の朝に出す
<b>古布</b>	収集日：土曜日 朝8時まで   週1回
主な対象物	◎衣類 ◎シーツ ◎毛布 ◎カーテンなど
出し方	半透明の袋に入れる
出し方のポイント	各棟の階段下へ、4号棟はエントランス前へ。必ず当日の朝に出す ※雨の日には出せません
<b>アルミ缶</b>	収集日：土曜日 朝8時まで   週1回
出し方	中をすすいで潰さず、透明の袋に入れる
出し方のポイント	各棟の階段下へ、4号棟はエントランス前へ。必ず当日の朝に出す

ゴミの分別の詳細は、横浜市資源循環局の  
平成30年4月発行の広報資料、HPをご覧ください。



---

## 2. 各家庭で処理するもの

### ① 粗大ゴミ

粗大ゴミは電話申し込み又はインターネット申し込みにより有料で収集しています。  
粗大ゴミの日安は、木製品とプラスチック製品は50cm以上、金属製品は30cm以上です。

#### ◎ 申し込み先：粗大ごみ受付センター

一般加入電話 Tel.0570-200-530 | 携帯電話・IP電話など Tel.045-330-3953

インターネット受付 横浜市 資源循環局 粗大ごみ 

電話受付時間：月～土曜日 8:30～17:00(年末年始以外は祝日も受付)

収集日、手数料、出す場所は申し込み時に指示されます。当ハイツの収集場所は2カ所のゴミコンテナ置き場横(添付地図P.23参照)になりますが、申し込み時に指示された場所に出してください。

当日の朝8時までには所定の収集シールを貼って出してください。

集会所に台車がありますので、必要な方は管理事務所にお申し出ください。

なお、粗大ごみ自己搬入ヤードに直接自分で持ち込むこともできますが、処理手数料は同じです。事前に上記粗大ごみ受付センターで申し込んでください。受付日、受付時間は施設によって異なるので、申し込み時に確認してください。収集シールを貼って持ち込んでください。

### ② 家電リサイクル法に基づく家電製品の廃棄処理

エアコン・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機の機器が同法の対象になっています。消費者が収集運搬料金とリサイクル料金を負担しなければなりません。申し込みは家電製品の小売店(その製品を購入したお店又は新しい製品を購入するお店)に回収を申し込んでください。処理に困った場合には下記にご相談ください。

#### ◎ 横浜家電リサイクル推進協議会指定の回収業者

Tel.0120-014-353(月～土 9:00～18:00 | 土 17:00まで | 祝日は除く)

Tel.0120-632-515 | Fax.0120-661-520

(月～土 9:00～12:00、13:00～17:00 | 土 16:00まで | 日・祝定休)

家の中からの搬出も対応(別途料金)

### ③ 自転車

廃棄自転車は粗大ゴミとしての処理手続きを持主が責任を持って行なってください。

自転車のリサイクルとしての引き取りは下記業者でも行なっていますので、ご相談ください。

#### ◎ NPO法人サンライト(代表 明瀬薫)Tel.090-7011-7156

E-mail k-mose10@dune.ocn.ne.jp

#### ④ 電池のリサイクルと廃棄方法

希少資源の有効活用と有毒物質廃棄による環境汚染防止にご協力ください。

- ◎ **ボタン電池**：アルカリボタン電池、酸化銀電池、空気(亜鉛)電池、CR/BR以外の電池→電器店、時計店、カメラ店、補聴器店で回収してもらう。
- ◎ **小型充電式電池**：ノートパソコン、デジカメ、携帯電話、ハンディークリーナー、電動アシスト自転車などに広く使用される電池→JBRCに加入の電気店またはスーパーなどに置いてあるリサイクルボックスに入れてください。右図の回収リサイクルマークが表示されています。
- ◎ **カーバッテリー**(自動車用鉛蓄電池)：カーバッテリー販売店「リサイクル協力店」で回収してもらう。

充電式電池リサイクルマーク



#### ⑤ パソコン(PC)のリサイクルと廃棄方法

 「資源有効利用促進法」に基づき、各パソコンメーカーが回収・リサイクルを行なっています。廃棄するパソコンに「PCリサイクル」マークがあれば、各メーカーホームページから回収を依頼、あるいは、その他小型家電リサイクル認定事業者(民間企業)でも回収を行なっています。自作パソコン、倒産・撤退メーカーのものは、パソコン3R推進協会(03-5282-7685)が有償で回収します。

#### ⑥ インクカートリッジ

使用済みインクカートリッジは回収箱が設置されています。設置場所は、各区の総合庁舎、図書館、行政サービスコーナー、郵便局等です。

- ◎ 問い合わせは、資源循環局業務課 Tel.045-671-3819 | Fax.045-662-1225



#### ⑦ その他のゴミ

上記以外のゴミ(例：バイク、タイヤ、バッテリー、消火器、金庫、ピアノ、ガスボンベ、灯油、塗料、薬品類など)は、販売店か区の資源循環局事務所に個別に問い合わせ、処理してください。

- ◎ 資源循環局都筑事務所 Tel.045-941-7914 | Fax.045-941-8409

(月～土 8:00～16:45 | 日・祝定休)

#### 注意事項

- ◎ 収集車の火災事故が発生しています。ストーブ、ガステーブルなどは、灯油や電池を必ず抜いてから出してください。
- ◎ ひとり暮らしの障害者や要介護認定者など、粗大ゴミを持ち出すことができない方には、屋内から収集する制度があります。詳しくは、区の資源循環局事務所 Tel.045-941-7914にお問い合わせください。なお、ゴミ出しについては、しいの木台ハイツでは、おれんじポコ福祉会で支援をしています。詳細はP.21をご覧ください。

ゴミの出し方は横浜市資源循環局の平成30年4月発行の「ごみと資源物の分け方・出し方―保存版―」を参考にしています。

## II しいの木台ハイツの環境保全について



みなさんで共有する約32,900m<sup>2</sup>の広い団地の快適な環境は、管理組合と自治会の執行部だけの力で保全できるものではありません。住民一人ひとりの認識と協力が必要です。



### 1. バイク・自転車の保管について

バイク・自転車は駐輪許可を証明する登録シールを管理事務所で申請し、これを後部泥よけ等見やすいところに貼り付けて、指定の場所に保管してください(添付地図P.23参照)。

- ◎ バイク：4号棟裏、地上駐車場入り口横置き場または地下駐車場の入り口付近の指定置き場(有料)
- ◎ 自転車：各号棟付近の自転車置き場
- ❶ 自転車やバイク等を階段入り口付近に駐輪しないようにしてください。環境美化や災害時の際の通行の妨げにならないよう、みなさんで協力しましょう。
- ❷ 使用しなくなった自転車は、粗大ゴミとして各自の責任で処分してください。またバイクについても、購入先に連絡する等して各自で処分してください。

### 2. 自転車置き場と駐輪のマナー

#### ❶ 自転車置き場

多くの人がいっしょに使用する場所です。限られたスペースですので、利用するみなさんがお互いに気を配り、使いやすい環境を維持していきましょう。

- ◎ 自転車を駐輪する時は、可能な限りスペースをつめて置きましょう。
- ◎ 倒れている自転車や倒れそうな自転車を見かけたら、正しい状態に戻しましょう。
- ◎ 自転車置き場の通路をさえぎる駐輪の仕方はやめ、白線の中に置きましょう。

#### ❷ 放置自転車について

ハイツ内の所有者不明の放置自転車は自治委員の環境担当にご連絡ください。それ以外(構外)の放置自転車は区役所の資源化推進担当 Tel.045-948-2241へ連絡してください。

---

### ③ 駐輪について

共用の玄関前や自転車置き場以外で常時駐輪することは禁止されています。自転車置き場にきちんと駐輪するように、お子様にも指導をお願いします。

- ◎ 自転車に登録シールが貼っていない場合、必ず管理事務所へ登録シールを申請してください。
- ◎ 登録シールが剥がれた場合には、登録番号抹消及び再度登録を管理事務所に申請してください。所有者が不明な場合には、自転車整理の際に処分されることがあります。



---

### 3. 駐車について

しいの木台ハイツでは、幼児の安全を確保し、構内通路の破損を防ぐために、構内への車両の進入制限を行なっています。

- ① 乗用車、トラック等は、原則として管理組合・管理人の許可証なしには、構内に進入できません。引越し荷物、重量物、多量の荷物の搬出入などで構内に進入する場合には、事前届けと許可証が必要です。
- ② 来客用には集会所横に自動車の駐車スペースが用意されています。管理事務所に届けて駐車許可証をもらい指示された場所に駐車してください。不在や夜間等で許可証が得られない場合には、自動車のフロントガラス部に訪問先(号棟戸番号と電話番号)を表示して駐車してください。  
来客用バイク置き場は特に設けてありませんので、駐輪の際には管理事務所へ申し出て、指示に従ってください。
- ③ 路上駐車はやめましょう。道路交通法違反です! 私達の住んでいる地域は、荇田南中・小スクールゾーンになります。通学路での青空駐車は厳禁です。違法駐車車両を避けた車が幼児にけがをさせた前例があります。
- ④ 引越しの場合、入退去の書類や注意等がありますので事前に管理事務所に相談してください。部分引越し(単身赴任、子供の独立等)は、ウィークデーであれば当日でも可能です。どちらも進入許可証(カード)を管理事務所で受け取ってください。

---

### 4. 駐車場のマナー

- ① 自分の駐車スペース付近は各自で清掃をしてください。
- ② 駐車場には、車両以外の物(タイヤ等)を置かないようにしてください。
- ③ 駐車時には隣との間が狭いので、ドアミラーはたたむようにしてください。
- ④ 駐車場でのタバコの喫煙は厳禁です。

---

## 5. 生活騒音について

鉄筋コンクリート床・壁は、ある程度の遮音効果はありますが、換気口等からの音は防げません。また、鉄筋コンクリート自体が直接振動や音を敏感に伝えます。このような建築の特質上、ドアの開閉音やトイレの排水音、水道を使用する音がある程度聞こえることは避けられません。しかしながら、下記の点についてはお互いに注意したいものです。

- ❶ バイクの騒音：構内は道路ではありません。エンジンを異常にふかしたり、不要にエンジンをかけっぱなしにしない！
- ❷ 子供がベッド・椅子・テーブル等から飛び降りること
- ❸ スリッパで歩く時
- ❹ 下駄などでベランダを歩く時
- ❺ テレビ・ラジオ・オーディオ等のAV機器の音量
- ❻ ピアノの練習時間：ピアノなど楽器の練習時間は午前9時から午後8時までをお願いします。周囲の住居ばかりでなく意外に前後の棟に響きます。窓は閉めて練習しましょう。
- ❼ 夜間の電気掃除機の使用や深夜の洗濯・入浴には、配慮しましょう。また、夜間、ベランダに出るの携帯電話の使用は、声の音量に注意しましょう。
- ❽ ドアや襖の開閉音や椅子を引く時に出る音も意外に響くものです。丁寧に行ないましょう。
- ❾ 夜7時以降の屋外でのボール遊びやローラースケートなどで音を出すのは迷惑になりますのでやめましょう。野球、サッカー、テニスなどに夢中なお子様にはよくご指導ください。
- ❿ この他、室内でのゴルフパターの練習や健康器具の使用など床に直接振動を与えるような行為にも配慮しましょう。下の階に意外と音が響くものです。

---

## 6. バルコニー(ベランダ)について

ベランダの使用に際し下記に注意してください。

- ❶ ベランダにある避難口は、非常時に常に開閉できる状態にしておきましょう。また、上階からの梯子が下りてくる箇所及び隔壁付近には常に障害物がない状態に保ってください。消防法違反にもなります。災害時の安全確保を常に心がけてください。
- ❷ 洗濯物を干す場合は、手摺りの外側に突き出して干すと階下に迷惑を掛ける場合がありますのでやめましょう。
- ❸ 布団などを長くたらし干すことは、階下の住宅に迷惑を掛けることとなりますので注意しましょう。
- ❹ ベランダの床は、完全防水はしてありません。その為クーラーの排水ホース等は、ベランダの排水口まで導いて設置してください。また、植木などの水やりにも注意してください。
- ❺ 排水口はゴミが溜まりやすいので時々掃除をしてください。
- ❻ お子様のための夏のプール遊びはベランダでなく、広場など屋外で行なってください。
- ❼ ベランダの手摺りの外側に植木鉢などを掛けるのは落下の危険がありますのでやめましょう。

- 
- ⑧ ベランダ等共有部分での喫煙はやめましょう。特に、室内の換気扇下で吸うタバコの煙がベランダ側の換気口から上階に上がり、健康被害を被っている事例があります。周囲の状況に配慮しましょう。

---

## 7. 共用水道の利用について

各棟間の広場に設置されている共用水道は、住民の管理費によって維持されていますので、無駄使いには注意しましょう。特に、子供達が遊びに使用している場合は気づいた方が注意しましょう。共用水道を利用してもよい場合は、下記のとおりです。

- ① ご家庭にて洗浄しにくい泥靴などの洗浄
- ② 窓の網戸の洗浄
- ③ 自転車洗い(バイク・自動車の洗車はご遠慮ください)

---

## 8. 共有物・オープンスペースについて

建物から植木一本にいたるまで、住民全員の共有資産であることを再認識しましょう。

- ① ハイツ構内での歩きタバコや階段途中の踊り場・植え込みに吸い殻が落ちていたり、捨てられているのを見かけます。喫煙のマナー・モラルを守りましょう。
- ② 芝生や植木を大切にしましょう。
- ③ 建物の壁にボール当てをしたり、落書きをしたりしないように、お互い注意し合しましょう。特に4号棟エレベーターホール内でのボール遊びはガラス戸を破損する恐れがあるなど危険ですのでお子様によくご指導ください。
- ④ 集会所・受水槽・自転車置き場・エレベーターホールの屋根に登ったりして遊んでいる子供を見かけたら危険ですので、安全のために注意してください。
- ⑤ 共有部分(階段下ポスト付近・階段途中の踊り場・メータボックス前等)に自転車や子供用遊具、植木鉢その他の私有物は置かないようにしてください。みなさんの通路であり、共用の玄関でもあります。また、災害時の避難の妨げにもなります。
- ⑥ ハイツ内通路でサッカーやキャッチボールなどのボール遊びは器物の破損や植木の損傷、通行人への傷害等の危険がありますのでお子様によくご指導ください。集会所、電気室などの壁を使ったボール遊びは建物に損傷を与えますのでやめましょう。
- ⑦ ハイツ内の植え込みにロープなどで柵がしてありますが、子供達がこれで遊んでいることがあります。容易に壊れますので気がついた方は注意してください。共有物等の破損については、個人に損害賠償が請求される場合もありますのでご注意ください。
- ⑧ 4号棟の廊下や他号棟の階段の通路に傘を干したり、水を流すのはやめましょう。
- ⑨ 郵便受けの扉が開けっ放しになっていることがあります。いつもきちんと閉めて気持ちのよい景観にしましょう。



## 1. 集会所の利用について

葬祭等で集会所を利用する際は、管理組合の法人規約の集会所使用細則に従います。管理事務所にある申込書で申し込んでください。事前に管理事務所に日時等ご相談されることをお勧めします。申込者は必ずしいの木台ハイツの住民であること。業者使用の場合は理事会の承認および特別料金が必要になります。

## 2. リフォームについて

### リフォーム届け出の基準

- ① 建物躯体に損傷を与える可能性があるもの、形状に変更を加えるもの。
  - ② 工事中に騒音を出すもの。
  - ③ 既存の配管、配線等を変更するもの。
  - ④ 床材を変更するもの。
  - ⑤ 作り付けの家具、手摺りなどを変更または新たに設置するもの。
  - ⑥ 電気、ガス、給水等の設備に多大な影響をおよぼす恐れのある設備、機器および器具の設置。
- ※ 襖、畳、障子、壁紙の張り替えなど軽微なリフォームの届け出は不要です。

### リフォーム申請(書類名：住宅模様替え等承認願)の段取り

- ① リフォーム内容が確定したら、書類を管理事務所に取りに行く。
- ② 書類は必要事項を記入し、上下左右と斜め上下の8軒の住戸に説明の後、署名と承認印をもらい、管理組合理事会(管理事務所)に提出する。※原則として1カ月前までに必ず提出すること。
- ③ 理事会にて内容確認・承認された後、申請者へ連絡される。連絡後、印鑑持参で承認書を管理事務所で受け取る。これが完了して、申請者は工事着工ができる。この間、管理組合では工事期間の簡単な案内掲示をします。

工事終了後に、管理事務所へ報告する。※車両進入許可証を返却のこと。

### 特にリフォームをする方は次のことに注意を払ってください

- ① 作業時間は必ず守ること。平日は午前8時～午後6時まで。土・日・祝日は作業休止。
- ② 作業期間も守ること。期間延長の場合には管理事務所へ届け出ること。
- ③ 車両を使用する業者には必ず車両進入許可証を取得するよう徹底願います。
- ④ 部材の搬出・搬入の際は、階段通路に養生を行ない、キズや損傷を防止すること。

詳細については、しいの木台管理組合にお問い合わせください

---

### 3. テレビ視聴システムについて

当ハイツの地上デジタル放送はスカパー光ファイバーケーブル回線を使用し、BS衛星放送は3号棟、4号棟、5号棟屋上に設置された衛星放送アンテナで受信増幅して、信号を合わせて全戸に配信されています。NHKの衛星契約(地上契約含む)料は別にして無料で視聴できます。

4K・8K衛星放送は、受信が可能なように設備改修を行ないました。無料で視聴可能な4K衛星放送は下表の通りです。4K衛星放送を視聴するためには、4K放送用のテレビチューナー、4K画像を映す受像機が必要です。4K及び8K衛星放送ともに、NHKと衛星契約をしている方は追加の費用負担はありません。

NHKBS8K衛星放送も視聴可能になりますが、電波の新しい放送帯域を使用しますのでスカパーが提供する専用アダプターが必要になります。月額使用料は未定です(2019年2月末時点)。スカパーが提供する各種の有料放送を視聴する場合には、スカパーと契約する必要があります。

リモコン番号	4K放送局
5	BS朝日
7	BSテレ東
4	BS日テレ
1	NHK SHV 4K
6	BS-TBS
8	BSフジ

#### ◎ スカパー!カスタマーセンター(総合窓口)

Tel.0120-211-855 | 受付時間：10:00～20:00(年中無休)

---

### 4. パラボラアンテナの設置について

衛星放送のパラボラアンテナをベランダ等に設置することは管理規約で禁止されています。

---

### 5. ペット飼育について

しいの木台ハイツでは小鳥及び魚以外のペットを飼育することは管理規約で禁止されています。また、来訪者でペットを連れて来られる方を見受けませんが、差し控えるよう事前にお伝えください。

---

### 6. 隣接する鴨池公園や緑道の街路灯などの修理依頼

たまに街路灯が切れていることがあります。気がついた方は都筑土木事務所(Tel.045-942-0606)まで修理依頼してください。街路灯には管理局名と街路灯番号が表示されていますので、これを伝えてください。

---

### 7. AEDについて

心肺停止状態になった時に使用するAEDは4号棟1階エレベーターホールに設置されています。また、荏田南中学校と荏田南小学校にも設置されています。

# IV 防災・防犯について



## 1. 防災の心得

しいの木台ハイツ自治会・管理組合では、「よこはま地震防災市民憲章」の基本理念に基づき、同時に被災する行政の支援はすぐには来ないことを念頭に、大地震に備え市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り越えるために、自助・共助の取り組みを推奨しています。

### ① ふだんからの各戸による備え、「自助」が基本

#### ◎ ながら備蓄

水：1人1日3L×3日分×家庭の人数分

食料：缶詰・レトルト食品等3日分×家庭の人数分

簡易トイレパック：1人1日5回×3日分×家庭の人数分

トイレトーパー：災害時は物流が滞り、物資が不足するので、常に適量備蓄を心がける

#### ◎ 安全対策：家具の固定、戸棚等の扉が開かないように固定する、

飛散したガラスを踏まないためのスリッパ等の用意

#### ◎ 非常持ち出し品の用意：懐中電灯・ランタン・ソーラー充電器・携帯ラジオ

貴重品(現金・預貯金通帳、印鑑、健康保険証)

その他(常用薬、下着1セット×家庭の人数分、紙皿・紙コップ、割り箸等、絆創膏、

携帯用充電器、ウェットティッシュ、生理用品、ビニール袋、タオル、軍手、食品用ラップ)

### ② 避難経路の確保

#### ◎ ふだんから、避難路(玄関・避難ハッチ・隣家との隔壁)になるところの周囲には物を置かない

#### ◎ 発災後の避難時には、通電の際の火災に備え、必ず電気のブレーカーを落とす

### ③ お互いに助け合う「共助」のために

#### ◎ 災害時には、自分の身の安全確保と家族の安否確認ができれば、近隣の安否確認をしましょう。さらに、把握している要援護者の安否確認、避難支援等の手助けをしましょう

#### ◎ 「そなえちゃんカード」への登録は、災害時に安否確認や避難支援を希望する方ならどなたでもできます。一人暮らしの方、一人で歩行が困難な方、高齢者の方、乳幼児がいる妊婦さんや小さいお子さんをお持ちの方等が、現在、登録されています

#### ◎ ふだんから、挨拶を手始めに、自治会主催や地域のイベントに参加し、いざという時に助け合える関係を作っておきましょう

---

#### ④ 各種の訓練への参加

- ◎ 自治会の防災訓練(避難[安否確認]・初期消火・救出救護・搬送訓練)や地域防災拠点訓練(避難所開設・運営訓練)への参加。防災・減災研修等の講習会へ参加をして、災害への備えに取り組む

※ 震災等により断水した場合、家庭での飲料水の確保はできなくなります。横浜市では、災害用地下給水タンク・緊急給水栓等を災害時の給水拠点として整備しています。しいの木台ハイツ直近の地域防災拠点である荏田南小と荏田南中には、発災後おおむね4日目以降に、水道局で優先して復旧した耐震管路の先端に整備した緊急給水栓に蛇口が取り付けられ、給水が可能となります。

---

## 2. 防犯の心得

犯罪者が最も嫌がるのは、犯罪防止に配慮した整備された環境とそこに住む住民相互の連帯感や信頼感です。犯罪者につけているスキを与えない環境づくりを心がけましょう。

### ① 整備された環境づくり

- ◎ 清潔できちんと分別されたゴミ置場
- ◎ ハイツ構内での、歩きタバコや吸い殻のポイ捨てをしない

### ② 地域コミュニティの活発化

- ◎ 自治会主催や地域のイベントには、積極的に参加する
- ◎ 長期の不在は隣近所に声かけする
- ◎ ハイツ構内では、見知らぬ人にも、通りすがりに挨拶をすることを心がける

### ③ 防犯意識を高める

- ◎ ベランダには、必要に応じてセンサーライトを取り付ける
- ◎ 2階以上でも、不在の時には施錠の習慣を
- ◎ 自転車・バイク・自動車の駐車は、決められたところに駐輪・駐車をし、キーを抜き、必ず施錠をする
- ◎ 集合ポストや玄関ドア近く、またはメーターボックス等には、ご自宅の鍵は置かないこと。過去に、何軒かのお宅が空き巣の被害に遭っています
- ◎ よそから来る話にうまい話はない。迷ったら、誰かに相談をする。離れて住む家族とは、頻繁に連絡を取り合う

## 各種委嘱委員

行政から委嘱されて、地域の中で、みなさんの日々の暮らしにいろいろな形でお手伝いをされている委員の方々がおられます。

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣に委嘱された非常勤特別職の地方公務員で、守秘義務があります。住民のみなさんの立場に立って、相談や支援を行ない、地域福祉の推進のための取り組みを行なっています。

例えば、訪問・見守り活動、高齢者支援、子育て支援、障害者支援等です。

200～440世帯に1名の割合で民生委員・児童委員がおり、任期は1期3年（再選は妨げないが、原則75歳未満）です。

支援が必要な方には、地域の福祉保健活動の紹介や、葛が谷ケアプラザ、都筑区役所、都筑社会福祉協議会など、公的な支援機関につなぐパイプ役を担っております。心配事のある方は、気軽にご相談ください。

### 青少年指導員

青少年の自主活動とその育成活動を推進することにより、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的として、自治会長からの推薦に基づき市長より委嘱される委員で、都筑区では、2018年9月現在、113名が活動しています。しいの木台ハイツからは1名、任期は2年（再選は妨げない）です。指導員活動の効果促進と相互の連絡調整のため、定例会や研修への参加はもちろんのこと、夏祭りの際の設営や警備、終了後のパトロール、どんど焼きの焚き火組み、防災訓練の炊き出し、地域パトロール等、地域イベントのスタッフとして活動しています。

### スポーツ推進委員

スポーツ基本法ならびに横浜市スポーツ推進委員規則に基づく非常勤の特別公務員で、任期は2年（再選は妨げない）です。再任者は改選期日現在、原則70歳未満の人、新任者は原則65歳未満の人という年齢制限があります。

各自治会より原則1名、自治会長の推薦により市長からの委嘱を受けます。

スポーツ推進委員は、青少年指導員と合わせて「青体指(せいたいし)さん」の愛称で親しまれ、地域イベントで活動しているほか、市・区・地区の様々なスポーツ推進事業（横浜マラソン、トライアスロン等）の運営協力も担っています。



### 家庭防災員

横浜市独自の制度で、横浜市消防局の指導の下に自治会長から推薦を受けた人が研修を受けます。

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するために自助・共助の重要性が高まる中で、一人でも多くの市民が防災員研修を通じて自助・共助の重要性への理解を深め、自らの家庭を守るための知識や技術を身につけるとともに、地域における防災活動の担い手となることを目的としております。研修は年に3～4回、1回に2～3時間ほどで、その内容は、防火・救急・地震・風水害等多岐にわたり、DIGという災害図上訓練も受けます。

### 横浜市消費生活推進員

市長の委嘱により、各地域における消費者トラブルを未然に防ぎ、必要に応じて消費生活総合センターを紹介する等、各地区・地域の安全でより良い「消費生活」をサポートすることを目的として活動しています。

また、地区に住まう人々のための啓発講座の開催や地域の高齢者の見守り活動に参加し、消費生活情報を伝えます。さらに、消費者と事業者、メーカーとの意見交換等を通して、知識を深め情報伝達も行なっています。

## 保健活動推進員

市長が委嘱するもので、地域における健康づくり活動推進役であり、横浜市の健康施策のパートナー役として、生活習慣病予防などの健康づくりを福祉保健センターと協力しながら行なっています。

健康づくり活動の企画・実践として、タバコの害の啓発等、および介護予防や子育て支援・高齢者支援等、地域の実情に合わせた活動を行なっています。

連合定例会や啓発活動のための研修会への出席、区民まつり等の行事に参加して健康づくりの啓発も行なっています。

## 横浜市環境事業推進委員

平成23(2011)年策定の、ごみと資源の総量を削減し脱温暖化を推進することで、豊かな環境を後世に引き継ぐことを目指した「ヨコハマ3R夢プラン」を進めていく上で、重要な役割を担っています。

ごみ出しマナーの普及啓発活動や3R行動の実践・啓発協力、不法投棄やポイ捨て防止等、区役所・連合自治会等と協力して街の美化への取り組みを行なっています。

地区環境事業推進委員会や研修会への参加を通して、地域住民への情報提供や住民からの行政機関への連絡を執り行なっています。



---

## サークルの活動

6年間の楽しい思い出を大切に、多くの子供たちが巣立っていった子供会活動、また、ハイツ内の緑や花の手入れを通じて、あるいは「扶助の志」を掲げて交流し合う幾つかのボランティアグループが活動をしています。

---

### しいの木台ハイツ子供会

小学生のお子さんがあるご家庭の保護者で運営されている、自治会の下部組織です。運営には、毎年有志で集まった4名の保護者が携わっています。春の新一年生歓迎会、夏休みのラジオ体操、秋のお楽しみイベント、3月の六年生を送る会など、子供たちが年齢を問わず楽しめるイベントを企画しています。また、荏田南夏祭りではこども神輿のお手伝い、冬のお餅つきでは豚汁づくりを担当しています。代表者は、年に数回開かれる連合子供会の定例会にも出席し、近隣9自治会の子供会メンバーと情報交換を行ない、よりよい子供会活動を目指しています。

---

### グリーンサム

グリーンサムは「団地内共有の緑の整備」を心がける住民のボランティア活動で、管理組合・自治会から交付金を受けています。どんど焼きへの竹棹の提供から始まり、筍掘りの支援指導、下草刈りの協力、1号棟そばのリンゴの樹の育成、ガーデンクラブとの共同作業、竹林の管理として施肥や間伐、柵の補修、そして緑道清掃等々、年間計画に基づいた第一土曜日を主とする活動は常時門戸開放です。どなたでもWelcomeです。

---

### ガーデンクラブ

グリーンサムの中で、主に団地内の花壇を担当している10名程のグループです。年2回の花の植替えとその後の花の手入れを主な作業としています。またハーブ園で栽培したハーブ等を住民の皆さんに利用して頂けるよう配布しています。“無理なく、楽しく”をモットーに、春と秋はひと月に2～3回、夏と冬は植物の状態により適宜作業を行なっています。

---

### おれんじポコ福祉会

平成23(2011)年5月29日地域コミュニティに配慮した福祉活動を執り行なうボランティア団体として設立されました。活動理念は【「扶助の志」による笑顔に溢れた「しいの木台ハイツのコミュニティ作りに貢献する】」です。日常生活の支援活動をしていただく「活動会員＝サポーター」と、日常生活の支援を受ける「利用会員」、ひと交流サロン活動(ポコふれんず、ポコとれGO、げーむポコ、ポールウォーキング)に参加する「ゲスト会員」の会員登録制です。私たちは、ゴミ出しに苦慮されている方々の自宅から回収する活動を、平成23年7月16日から始めました。また、住民の皆様との相互扶助をより楽しく、より充実したものとするため、平成24年5月より住民交流サロン(ひと交流サロン活動)を開設しました。現在はゴミ回収、ひと交流サロン活動をより充実したものにと考えております。

---

※なお、各サークル活動へ参加を希望される方は、申込み用紙は、集会所に常時置いてあります。

## ◎ 公共機関・救急医療機関等連絡先

<b>しいの木台ハイツ管理事務所</b>		<b>045-941-7107</b>
業務時間(日・祝日は休業)		電話   Fax共通
月～金◎9時～12時   13時～17時 土曜◎9時～12時		
ガス	東京ガスお客様センター[総合]	0570-002211
	東京ガスライフバル横浜北	045-943-8880
	ガス漏れ	0570-002299
電力	停電	0120-995-007
	一般問い合わせ	0120-995-772
	転居・契約変更	0120-995-771
水道	水道局港北・都筑地域サービスセンター	045-531-3641
電話	NTT東日本[ご相談]	116(固定電話)
		0120-116-000(携帯)
郵便	都筑郵便局	0570-005-290(代表)
ゴミ収集	資源循環局都筑事務所	045-941-7914
消防	都筑消防署	045-945-0119
区役所	都筑区役所	045-948-2323(代表)
警察	都筑警察署	045-949-0110
福祉施設	葛が谷地域ケアプラザ	045-943-5951
地区センター	都筑地区センター	045-941-8380

### 救急医療機関[休日・夜間]

都筑区休日急患診療所	内科・小児科受付10:00～16:00	045-911-0088
横浜市北部夜間急病センター	内科・小児科受付19:30～24:00	045-911-0088
横浜市救急医療情報センター	24時間対応	#7119
		045-232-7119
横浜市夜間急病センター [桜木町]	内科・小児科・耳鼻咽喉科・眼科 受付20:00～24:00	045-212-3535

◎ **しいの木台ハイツ配置図**  
 バイク・自転車置き場とゴミの収集場所



Map / INTER design ©



しいの木台ハイツ  
暮らしのガイド[保存版]

第1版 2012年4月8日発行

第2版 2019年4月25日発行

●  
発行者 しいの木台ハイツ自治会  
横浜市都筑区荻田南1-20-9 | Tel.045-941-7107[管理事務所]

●  
編集委員 2018年度自治委員

●  
協力 しいの木台ハイツ管理組合

●  
印刷・製本 協進印刷[株]  
横浜市神奈川区大口仲町108 | Tel.045-431-6611



しいの木台ハイツ管理事務所

Tel.Fax.045-941-7107

業務時間(日・祝日は休業)

月～金◎9時～12時 | 13時～17時

土曜◎9時～12時